

令和2年度 第3回 清瀬市都市計画審議会 議事録

【日 時】 令和3年3月18日（木） 14:00～14:30

【場 所】 本庁舎 4階 第1、2委員会室

【出席者】 委 員 渋谷 けいし 議会代表
原田 ひろみ 〃
鈴木 たかし 〃
原田 克明 学識経験者
小山 勇二 〃
五十嵐 潤一 清瀬消防署長
浅野 佳子 市民代表
澁谷 和雄 〃

【事務局】 南澤 都市整備部長
金子 水と緑の環境課長
太田 水と緑の環境課 緑と公園係長
黒田 まちづくり課長
多度津 まちづくり課 まちづくり係長
野村 まちづくり課 まちづくり係
今井 まちづくり課 まちづくり係

【欠席者】 小原 啓嗣 学識経験者
田辺 康弘 多摩建築指導事務所 建築指導第二課長
加藤 光二 東村山警察署長
中村 勝宏 市民代表
金子 しのぶ 〃

【議 事】

- (1) 東村山都市計画緑地の変更案（清瀬市決定）について
- (2) 報告事項
 - ・清瀬市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について
- (3) その他

都市整備部長	みなさまこんにちは。私は事務局を務めさせていただいております、都市整備部長の南澤と申します。よろしくお願いいたします。定刻となりましたので、審議会を始めさせていただきます。原田会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は年度末のお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和２年度第３回清瀬市都市計画審議会を開催させていただきます。 本日は、小原委員、田辺委員、加藤委員、中村委員、金子委員の５名の委員より欠席の連絡をいただいております。 では、はじめに市長よりご挨拶をいただきたいと思います。 ～市長挨拶～
会長	ありがとうございました。それでは、議題の審議に入らせていただきます。議題（１）「東村山都市計画緑地の変更案（清瀬市決定）について」を事務局より説明をお願いします。
事務局	水と緑の環境課の金子です。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。それでは、東村山都市計画緑地の変更案について、ご説明します。 始めに資料１－２をご覧ください。清瀬市都市計画図となりますが、本計画は、清瀬市の中央西部に位置し、清瀬第四中学校の東側にある中里一丁目緑地になります。 資料１－３をご覧ください。都市計画図を拡大した東村山都市計画緑地計画図、第８号中里一丁目緑地、縮尺２,５００分の１の地図となります。 現在は、白色の区域約０．４５ヘクタールを都市計画決定しておりますが、隣接する東側の雑木林と北側の生産緑地の斜線で囲まれた区域約０．８５ヘクタールを追加して、合計で約１．３ヘクタールに緑地を拡大し、都市計画決定することをお諮りするものでございます。 中里一丁目緑地には、キンラン・ギンランなどの貴重な植物が生育する、自然豊かな武蔵野の面影が残る平地林です。緑地の周辺には、清瀬第四中学校や第四小学校、清瀬中里緑地保全地域、せせらぎ公園などがあり、環境学習の場や自然環境と触れ合うレクリエーション活動の場として利用できるように、自然環境を生かした都市公園としていく予定であります。 資料１－１をご覧ください。内容については、「東村山都市計画緑地第８号中里一丁目緑地」を次のように追加するものです。 名称は、第８号 中里一丁目緑地です。位置は、清瀬市中里一丁目

	地内です。面積は、約 1.3ヘクタール（実測 12,819.50 m²）となります。 資料 1－4 をご覧ください。都市計画変更の案の理由書となります。 2. をご覧ください。 2. 理由ですが、「清瀬市都市計画マスタープラン（令和 2 年 3 月改定）」の地域別方針において、中里一丁目緑地は連続する緑地を買収し、武蔵野の面影を残す雑木林の保全を図ることとしています。また、「清瀬市みどりの基本計画（令和 3 年 3 月改定予定）」においても、雑木林の保全を図るとともに、都市公園として地域活動などの活用を促進することとしています。 周辺は、振興住宅地、生産緑地及び雑木林に囲まれており、今後も宅地開発の進行が予想されます。また、近隣地域では、集中豪雨等の影響により、道路冠水などの被害も発生しているため、保水力があるといわれている緑地や農地が雨水対策のインフラとしての効果を発揮することも求められています。 そのため、貴重な自然環境の保全及びグリーンインフラとしての重要性を検討した結果、既存の約 0.45ヘクタールに加え、隣接する雑木林及び生産緑地からなる約 0.85ヘクタールの区域について、中里一丁目緑地を拡張するため、都市計画変更の実施について、お諮りするものでございます。 なお、本計画変更案につきましては、縦覧期間を 1 月 22 日から 2 月 12 日までの 3 週間、都市計画変更案の縦覧に供しており、市民及び利害関係人から、意見書の提出はございませんでした。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。 議題（1）についての説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせていただきます。ご意見のある方は挙手願います。 （挙手なし） 議題（1）につきましては原案どおりご承認いただくということでしょうか。 （異議なし） 承認ということに決定しました。なお、答申書につきましては会長に一任させていただきたいと思います。 続きまして、議題（2）「報告事項 清瀬市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」を事務局より説明をお願いいたします。
会長	
委員	
会長	

事務局	それでは報告事項「清瀬市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の改定について」を説明いたします。 昨年 12 月に開催した都市計画審議会の中で、委員のみなさまから意見聴取をさせていただきました。意見聴取の結果、お配りした案の状態から大きな変更箇所はございませんでした。 令和 3 年 1 月 4 日付で東京都と本協議を行いました。本協議で東京都から指摘事項等は特になく、1 月 29 日付で「広域の見地から異存なし」との回答をいただいております。 机上に配布しております本方針・基準につきましては、令和 3 年 4 月 1 日より施行するものとします。前回の案から大きな変更箇所がないため、内容の説明については、省略させていただきます。今後は、本方針・基準に基づき市内の用途地域等を定めていくことになります。以上で報告を終わります。
会長	報告事項について説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせていただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
会長	ご意見等ないようですので、ただ今の報告事項につきましては、以上とさせていただきます。 続きまして、議題(3)「その他」ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	令和 3 年 4 月 1 日から組織改正により、まちづくり課から都市計画課に課名が変わる予定です。また、今まではまちづくり課はまちづくり係 1 係体制となっておりましたが、都市計画係と用地係の 2 係体制となる予定です。 都市計画審議会の事務局は、都市計画課都市計画係が所管することとなります。事務局からは以上です。
会長	以前は都市計画課という名称だったと記憶しています。課名が戻るということですね。 委員のみなさまから何かございますか。ないようであれば、これを持ちまして都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。